

【論説】

トラブルを法に織りなす ー法律相談の「生ける秩序」

北村 隆憲

目次

【概要】

1. はじめに: 法律相談という「ブラックボックス」
 - 1.1 「ブラックボックス」としての法律相談
 - 1.2 本稿の目的と構成
2. 法律相談のブラックボックスへの 2 つの探究方法: 規範的アプローチと EMCA のアプローチ
 - 2.1 規範的アプローチの国際標準: 「依頼者中心アプローチ」
 - 2.2 実践を解剖する視点: EMCA のアプローチ
3. 法律相談の全体的構造組織: 始まりから終わりまでの地図
 - 3.1 秩序ある達成としての法律相談
 - 3.2 相互行為の開始: 相互行為の準備と相互識別
 - 3.3 相談の中核への移行: 「相談先行連鎖」から「相談部門」へ
 - 3.4 終わりの作法: 「相談部門」から「終了部門」へ
4. 相談事実の進行的定式化: トラブルはいかに「事案」となるか
 - 4.1 相談事実の「進行的定式化」と規範性の産出
 - 4.2 問題の「定式化」: トラブルに名前をつける
 - 4.3 弁護士の聴き方と質問: 法的な物語への再構成
 - 4.3.1 規範的テキストが教えること: 「T 型質問」
 - 4.3.2 EMCA が解明する「事実」の協働産出
 - 4.4 規範的アプローチへの貢献と比較: 協調の水面下にある「対抗」
 - 4.5 質問形式と相談のコントロール: 情報抽出から現実構築へ
 - 4.5.1 規範性テキストが教えること: 質問の組織的選択
 - 4.5.2 EMCA が明らかにするもの: 質問による相談の編成

4.6 小まとめ:情報抽出から現実構築へ

5. 進行的定式化を可能にする実践①:「聴く」ことの相互行為的編成

5.1 データ背景:相続相談の事案

5.2 アクティブ・リスニングの実践:心理的態度から相互行為的達成へ

5.2.1 処方的テキストが教えること:「感情の反射」

5.2.2 EMCA が明らかにするもの:共感的応答の解剖

5.3 「理解の主張」と「理解の実演」

5.4 小まとめ:相互行為的達成としてのアクティブ・リスニング

6. 進行的定式化の帰結としての助言:受容・拒否の相互行為的管理

6.1 弁護士による相互理解達成のための実践的技法

6.2 オンライン・コメントリー:見ながら, 指しながら, 語る

6.3 シンク・アラウド(思考の言語化):結論に至る思考プロセスを実況中継する

6.4 「制度のローカルな再文脈化」:法的助言を事案の固有性に仕立て直す

6.5 小まとめ:協働性達成を可能にする「技芸」

7. 達成としての非対称性:専門的権威と協働性のパラドクス

7.1 理想と現実の狭間:「依頼者中心」アプローチとその課題

7.2 非対称性の相互行為的達成:樫村論文の事例分析

7.3 EMCA が解き明かす「非対称」な実践

7.4 小まとめ:協調的に再生産される非対称性と法実践への示唆

8. 結論:法律相談の豊かな理解と実践に向けて

8.1 法実践の解剖学:法律相談の「生ける秩序」

8.2 記述から処方へ:実践を改善するための知見

8.3 法社会学への示唆:「生ける秩序」の探求

[参考文献]

[概要]

本稿は、法律相談という法実践の場を対象として、エスノメソドロジー・会話分析 (EMCA) の視点から、その相互行為的秩序を実証的に解明することを目的としています。法律相談は、市民が法と出会う重要な接点であるにもかかわらず、その内部で実際にどのようなやり取りが行われ、生活上のトラブルがいかんして「法的な事案」へと構成されていくのか、その微細なプロセスは十分に明らかにされてきませんでした。

本稿では、まず、実務教育で広く参照される「依頼者中心アプローチ」などの規範的アプローチと、EMCA による記述的アプローチとを、法律相談の「設計図」と「施工」という比喻を用いて対照させます。その上で、実際の相談データに基づき、法律相談が開始・相談・終了の各部門からなる全体的構造組織として達成されていることを示します。

さらに、相談部門の中核をなす「事実の構築」「聴く」「助言する」という実践に焦点を当て、弁護士の質問や応答、身体的行為が、相談者の語りを法的にアカウンタブルな事案へと進行的に定式化していく動態を分析します。これにより、法律相談における専門家と素人の非対称性が、一方的な権威行使ではなく、相談者の応答的な同意を含む相互行為の連鎖を通じてその都度達成される秩序であることを明らかにします。

1. はじめに：法律相談という「ブラックボックス」

1.1 「ブラックボックス」としての法律相談

法律相談は、市民が裁判という公式的な制度を利用する前の段階で弁護士と関わる重要な接点であり、それ自体が紛争の様相を決定づける裁判外紛争処理の一環としての重要な意味を持っています（樫村 1997）。

しかし、多くの人にとって、法律相談は一生に一度か二度の、非日常的な出来事です。テレビドラマでは、敏腕弁護士が依頼者の話を瞬時に理解し、鮮やかに問題を解決する場面が描かれます。しかし、現実の相談室では何が起きているのでしょうか。相談者は「うまく話せなかった」「何を質問すればいいかわからなかった」と感じ、弁護士は「相談者が何に困っているのか、要領を得ない」「法的な助言をしても、納得してもらえない」と悩むことも少なくありません。

この法律相談という、法と市民が出会う重要な接点は、法社会学においても、特に1990年代以降には重要な研究対象とされてきました（山田 2022）。市民が司法にアクセスする権利（アクセス・トゥ・ジャスティス）や、法専門職の役割といった観点から研究がなされてきましたが、それらは主として、相談件数の統計分析や、弁護士の役割に関する理念的な議論に焦点を当てており、実際に相談室の中で、弁護士と相談者がどのような言葉を交わし、どのようにして「問題」を共有し、「解決」へと向かっていくのか、その具体的なコミュニケーションのプロセスは、一種の「ブラックボックス」として、これまで十分に光が当てられてきませんでした（北村 2023; 山田 2022）。法社会学研究の中で、この「ブラックボックス」の解明は、重要な課題として残されています。

1.2 本稿の目的と構成

本稿では、エスノメソドロジーと会話分析（EMCA）のアプローチを用いて、規範的アプローチに基づく処方的テキストが示す「スキル」が、実際の会話の中でいかにして「相互行為上の達成」として実現されているかを詳細に検討します。その分析を通じて本稿が最終的に明らかにするのは、法律相談における弁護士と相談者の非対称的な関係性が、決して一方的な権力・権威行使の結果ではなく、むしろ両者の相互行為を通じてその都度、協働的に達成されていく動的なプロセスであるという、法実践の根幹をなすパラドキシカルな真実です。

第2章では、規範的アプローチとEMCAのアプローチを対照的に概観します。第3章では、法律相談全体の構造を明らかにします。第4章から第6章にかけて、その中核をなす「聴く」「事実を構築する」「助言する」という三つの法律相談の各局面を、処方的テキストの教示とEMCAの分析を対比させながら詳細に検討します。第7章では、これらの分析を踏まえ、法律相談における相互行為上の非対称性の問題

を論じます。そして最後に、第 8 章では、結論として、EMCA のアプローチによる法律相談に関する分析と知見が法実践と法社会学にどのような貢献をなしているのかを述べます。

以上を踏まえ、本稿は、法律相談を、相談者の語る生活上のトラブルが、弁護士との相互行為の連鎖の中で、法的にアカウンタブルな「事案」へと進行的に定式化されていく実践として捉え、その相互行為の編成を分析していきます。

2. 法律相談のブラックボックスへの2つの探究方法 :規範的アプローチと EMCA のアプローチ

法律相談のブラックボックスを理解するための2つの強力な羅針盤があります。一つは、「何をなすべきか(what to do)」を提示する「規範的アプローチ」、もう一つは、「どのように達成されているのか (how it is accomplished)」を記述的に探究する EMCA のアプローチです。

2.1 規範的アプローチの国際標準:「依頼者中心アプローチ」

前者の代表は、米国のデイビッド・バインダーらによる金字塔の著作『カウンセラーとしての弁護士』に代表される「依頼者中心(クライアント・センタード)」のアプローチです。

1982 年に第 1 版が出版された当初、このアプローチは革命的でした。それまでの伝統的な弁護士像、すなわち、法律の専門家として何が依頼者の最善の利益になるかを判断し、依頼者を導くという考え方に、真っ向から挑戦したからです。バインダーらは、弁護士の役割を、依頼者が自らの価値観や人生の目標に基づいて、自律的な意思決定を下すことを援助することにあると再定義しました(バインダー他 2019)。この依頼者中心主義は、当初は大きな反響と一部からの反発を呼びましたが、版を重ねるごとにその影響力を増し、現在ではアメリカのロースクールにおける必読書として、そして弁護士実務の基本的な考え方として広く受け入れられています。その影響は海を越え、日本の臨床法学教育や多くの法律相談に関する教科書にも、その思想が色濃く反映されています(例えば、菅原・下山 2007; 榎本 2022)。

このアプローチは、法律相談という建物を建てるための、信頼できる優れた「設計図」と言えるでしょう。なぜなら、それは法律相談を成功に導くために弁護士が「何をすべきか(what to do)」という問いに、明確な指針と具体的なスキルセットを提供するからです。例えば、以下のような教示がその中心をなしています。

- **依頼者の自律性の尊重**: 法律問題の「持ち主」はあくまで依頼者であり、最終的な判断は依頼者自身が下すべきであるという哲学（バインダー他 2019:第1章）。
- **アクティブ・リスニング**: 依頼者の語る事実と感情の両方に耳を傾け、それを反射することで共感的な理解を伝え、信頼関係を築く技術（同書 第3章）。
- **質問の形式**: オープン・クエスチョンで依頼者に自由に語らせ、クローズド・クエスチョンで特定の情報を明確化するという組織的な質問技法（同書 第4章）。
- **カウンセリング**: 複数の選択肢を中立的に提示し、それぞれの法的・非法的結果を予測し、依頼者が最善の選択を行えるよう援助するプロセス（同書 第12章以降）。

このように、バインダーらのアプローチは、あるべき理想的な実践モデルを規範的に提示し、そこに至るための具体的な行動を処方するものです。そのため、本稿では、このような理念的・教育的な目的を持つバインダー等によるテキストを、EMCAの記述的アプローチと対比する意味で、「規範的アプローチ(normative approach)」また、このアプローチに基づくテキストを「処方的テキスト」と呼ぶことにします。これらの規範的アプローチは、法律相談という複雑な実践における重要な指針である一方で、その「設計図」が実際の現場で「いかにして(how)」実践されているのか、その施工の微細な達成のプロセスについては、必ずしも多くを語りません。

2.2 実践を解剖する視点:EMCAのアプローチ

しかし、その優れた設計図を手にしてもなお、熟練した職人たちが実際にどのような建物に建てていくのか、その微細な実践の解明は十分ではありませんでした。この点に光を当てるのが、本稿で用いるエスノメソドロジー・会話分析(EMCA)のアプローチです。

EMCAは、実際のやり取りを録音・録画した生きたデータに基づき、人々が互いの行為を理解可能なものとして作り上げている精妙で驚くべき秩序と方法(メソッド)を明らかにします(Garfinkel 1967; Heritage 1987; 北村 2018, 2021, 2022, 2023, 2025a, b)。本稿の目的は、このEMCA的アプローチが、バインダーらの規範的アプローチが教える優れた実践に対し、いかにして経験的な裏付けと、より深い解剖学的な知見を提供できるかを示すことにあります。

つまり、規範的アプローチは「あるべき姿」を示すが、EMCAはその実践がどのように達成されているかを明らかにする。両者は対立するものではなく、実践の理解を多層化する補完的關係にあると考えることができるでしょう。

3. 法律相談の全体的構造組織: 始まりから終わりまでの地図

3.1 秩序ある達成としての法律相談

一見すると、法律相談は、相談者の悩みや愚痴が自由に語られ、弁護士がそれに答える、予測不能なやり取りに見えるかもしれません。しかし、エスノメソドロジー・会話分析 (EMCA) のレンズを通して観察すると、そこには参加者自身が作り上げていく、驚くほど規範的で秩序だった構造が存在することが明らかになります。会話分析の分野において、この秩序は「全体的構造組織 (Overall Structural Organization)」として検討されており、それは発言順番(ターン)や行為の配列といった局所的な編成を超えて、より大きな相互行為の単位を組織するものです (Robinson 2013)。

法律相談における会話は、友人との雑談とは異なり、「法的な助言を得る／提供する」という特定の目的に向かって組織された「制度的会話 (institutional talk)」(Drew and Heritage 1992a) であり、これはロビンソンが「活動(activities)」と呼ぶものと見なすことができます。法律相談は、その開始から終了に至るまで、この「活動」としての特有の全体的構造組織を持っているのです。

そして、この「活動」を分析する上で、「全体的構造組織」の検討は欠かせません。なぜなら、ロビンソン (2013) が強調するように、活動とは「構成要素であるペアを超越しつつ、協働的な連続として管理されている」複数の行為の配列にわたって達成されるものであり、その必要不可欠な条件は「全体的構造組織の存在」だからです。

活動は、その結束性(まとまり)を全体的構造組織から得ており、その組織編制がなければ、個々の行為や配列は単なる連続に過ぎず、参加者にとって意味のあるまとまりとしては理解されません。

ロビンソン (2013) は、プライマリ・ケアの受診という医療活動を具体例として挙げ、その全体的組織が参加者の行為の産出と理解にどのように影響するかを詳細に示しています。例えば、患者が急性期の医学的懸念事項に対処する受診の全体的組織は、規範的に以下の4つの構成要素を含みます。

1. **問題提示:** 患者が急性期の医学的懸念事項を提示する(例: 医師の「どうなさいましたか?」という問いかけに応答する)。
2. **情報収集:** 医師が懸念事項に関する追加情報(病歴聴取や身体診察)を収集する。
3. **診断:** 医師が診断を伝える。
4. **治療:** 医師が治療を提案する。

ロビンソン(2013)は、この全体的構造編成が、医師の「How are you?」という同じ問いかけの意味合いを、その発話位置によって変えることを例証しています。例えば、

まだ診断や治療の準備が整っていない開始部で医師が「How are you?」と尋ねると、患者はそれを「社交的な」問いかけとして受け止め、医学的な問題ではなく一般的な状態について応答します。しかし、情報収集が完了し、診断・治療の段階で改めて「How are you?」と尋ねられた場合、患者はそれを医学的な懸念事項の申し立てを促すものとして理解し、病状について語り始めるのです。これは、個々の発話の意味が、それが全体的構造編成の中でどの「幕」でなされているかによって形成され、制約されることを明確に示しています。

法律相談も同様に、この医療活動のように、「法的な助言を得る／提供する」という目的に向かって組織された、複数の部門からなる固有の全体的組織を持つ「活動」です。法律相談の開始から終了に至るまで、個々の発話や行為の意味は、それが全体構造組織のどの部門でなされているかによって形成され、制約されるのです。

本章では、まずこの法律相談全体の「地図」、すなわち「全体的構造組織」を鳥瞰し、各部門がどのように始まり、どのように次の部門へと移行していくのか、その秩序だった流れを解明します。そして、続く第4章から第6章にかけて、この地図の中核をなす「相談部門」にズームインし、そこでの具体的な実践、すなわち「聴く」「事実を構築する」「助言する」という活動を、さらに詳細に解剖していくことにします。

この「全体的構造編成」を分析的に可視化することには、どのような利益があるのでしょうか。第2章で見た規範的アプローチは、「アクティブ・リスニング」や「T型質問」といった個別のスキルを教えることに長けています。しかし、それらのスキルが、相談のどの段階で、どのような目的のために使われるべきかという、より大きな文脈については必ずしも多くを語りません。これに対し、EMCAが明らかにする全体的構造編成は、いわば法律相談全体の「地図」の役割を果たします。この地図を手にすることで、私たちは個々のスキルが、相談の始まりから終わりまでのどの地点で、どのような機能を担う実践として位置づけられているのかを理解することができます。つまり、EMCAアプローチは、個々のスキルを使いこなすための、より高次の文脈的理解を提供するのです。

北村（2023）は、樫村によるEMCAの観点からの先駆的諸研究を下敷きにして、ビデオデータ分析に基づき、法律相談が一般的に以下の3つの主要な部門（セクション）からなる「全体的組織編成（overall structural organization）」（Drew and Heritage 1992a; Robinson 2013）を持つことを示しました。その中で、「相談先行連鎖」は、後述のように、形式的には開始部の最終局面にあたるともに「相談部門」の開始を準備する重要な働きから特に言及しておきます。

1. 開始部門(Opening)

[相談先行連鎖 (Pre-Consultation Sequence)]

2. 相談部門 (Consultation Proper)

3. 終了部門 (Closing)

この構造は、いわば法律相談という名の「劇」が持つ、明確な「幕」の分けのようなものです。しかし、EMCA が明らかにする最も重要な点は、この脚本が事前にかかれていないわけではないということです。弁護士と相談者が、一つひとつの発話のやり取りを通じて、「今、自分たちはどの幕にいるのか」「次にどの幕へ進むべきか」を互いに示し合いながら、その場で共同で演じ、作り上げていく秩序だということです。

ロビンソン(2013)は活動を「達成(achievements)」として概念化することの重要性を強調しており、法律相談のこの組織編制もまた、参加者たちが自らの行為を通じて共同で「達成する(accomplish)」ものであり、彼らにとって意味のある(relevant)秩序なのです。

この全体的構造編成の理解の基礎には、樫村による長年の先駆的な研究があります。以下では、樫村と北村の分析を統合しながら、この法律相談がたどる道のりを、参加者たち自身がいかにしてその全体的組織編制を暗黙のうちにも考慮に入れ(つまり、指向し(orient to)),それを達成していくのか、具体的な会話のやり取りの中から見ていくことにしましょう。

3.2 相互行為の開始:相互行為の準備と相互識別

法律相談という制度的会話も、参加者が挨拶を交わす冒頭部分から、すでに特有の秩序をもって組織されています。法律相談の開始部もまた、その制度的文脈に根ざした独自の構造を持つと考えられます。ある大学の無料法律相談における以下の場面は、その冒頭において「相互行為の準備」と「相互識別」という、二つの重要な作業がどのように達成されるかを示しています。

【抜粋1:相互行為の開始】(北村 2023: 133)(C=相談者, L=弁護士, S=修習生)
((部屋のドアを開けてCが入室してくる))

1 C: 失礼しま:す。

2 L: あ。(.) どうも。

3 C: よろしくお願ひします。

4 L: どうも(.) お世話になります

5 S: ((Lに向かつて)) Wさん(0.7)の代理としてCさんが

6 いらっしゃいました

この冒頭のやり取りは、二つの段階に分けて理解することができます。

1. 相互行為の準備(1～4行目):まず1行目から4行目にかけて、相談者(C)と弁護士(L)の間で挨拶が交わされます。Cの「失礼しま:す」という入室の言葉に始まり、「よろしくお願ひします」「どうもお世話になります」といった一連のやり取り

は、ロビンソン（2013）が日常的な電話の開始部で言及する「挨拶」の配列（Schegloff 1986）に類似しており、参加者間の基本的な社会的交流と、これからコミュニケーションを始める準備が整ったことを相互に確認し合っています。これは、相互行為を開始するための基本的な土台を築く作業です。

2. 法的文脈における相互識別（5～6 行目）:この場面で決定的に重要なのは、5 行目と 6 行目における司法修習生の発言です。ロビンソン（2013）が 911 緊急通報の開始部において「身元確認－認知」が必須の構成要素であると指摘しているように、制度的会話においては、参加者の役割や目的の特定が重要です。修習生は、弁護士（L）に向かって、来訪した C を単に紹介するのではなく、「W さん（0.7）の代理として C さんがいらっしゃいました」と告げます。

この発言は、単なる身元の紹介を超えた、極めて重要な機能を果たしています。修習生は「代理として」という法的用語を用いることで、この場が単なる日常的な面会ではなく、法的な問題を扱う「法律相談」であることが、その場の参加者にとって明確に示されます。そして、この発言は、事前に共有されていた「相続問題」という相談事案（ケース）に明確に指向しています。来訪した C は、単なる個人としてではなく、相続人本人である「W さん」の「代理人」という、この事案における特定の法的役割を担う人物として位置づけられるのです。

このように、修習生によるこの一言は、「相互行為の性質」がその開始部において構築される過程の一環であり、相談者のアイデンティティを、これから扱われる法律問題との関係性において定義し直す「相互識別」の作業を達成しています。これにより、この相互行為は、単なる会話から、特定の役割（弁護士、相談者＝代理人）を持った参加者による「法律相談」という制度的な活動へと、その性格を決定づけられるのです。

この開始部の最終局面として、樫村が明らかにした「相談先行連鎖」が生じます。北村が分析した【抜粋 2】のやり取りは、その典型的な実践例と見ることができます。

【抜粋 2: 相談先行連鎖】（北村 2023: 134）

- 1 C 家内の件(0.7)でですね(0.3)家内の実家の件についてご相談したい。
- 2 L: はい。
- 3 C: で(0.7)財産の(0.3)財産のたいした財産ではないんですけども:あの:: 相続
- 4 についてですね:どうもクレーム(.)クレームが入っているもんですから:, あのと:
- 5 その辺のことを:まあ: 普通常識的に考えられんような要求されているもんで
- 6 すから:, ちよとその辺のことでお伺いしたいことが (.)ありまして::,
- 7 L: はい。

檉村は、この「相談先行連鎖」という、本格的なトラブル語りの前に置かれる一連のやり取りを詳細に分析し、そこで少なくとも以下の 3 つの行為が協働的に達成される必要があることを明らかにしました(檉村 2002)。上の【抜粋 2】のやり取りは、まさにその 3 つの行為が見事に達成されている典型例と言えます。

1. **相談の意欲の提示と承認**: 相談者Cは、「ご相談したい」「お伺いしたい」と明確に相談の意欲を表明します。これに対し、弁護士Lは「はい」と応答することで、相談を開始することを承認し、語りの権利を相談者に委ねます。
2. **不知と必要性の表示**: 相談者は、「お伺いしたいことが(.) ありまして」と発話して、相談者はその問題への対処方法についての「不知」を表明することで、自らが専門的な助言を必要とする立場にあることを示します。
3. **問題の概括的提示**: 相談者は、「相続」「クレーム」「普通常識的に考えられんような要求」といった言葉で問題の概要を提示します。檉村はこうした表現を「概略的中間的表現」と呼びました(檉村 2024)。これは、詳細な物語に入る前の「予告編」のようなものであり、これから語られる話が単なる身の上話ではなく、法的な助言を必要とする「事案」であることを弁護士に示唆する機能を持ちます。

これらの手続きを通じて、参加者たちは「これは法律相談である」という共通の理解を確立し、「相談者」と「助言者(法の専門家)」というそれぞれの相互行為上の役割にスムーズに移行するための準備を整えるのです。この「相談先行連鎖」は、法律相談における「相談部門」が法的な助言を得る／提供する営為の中にあるものとして参加者が志向していることを示す、全体的構造編成上の重要な構成要素です。

3.3 相談の中核への移行:「相談先行連鎖」から「相談部門」へ

助走段階を経て、相談はいよいよ核心部分である「相談部門」へと入ります。この部門は、主に、相談者が自らの経験を語る「トラブル語り」のパートと、弁護士がそれに応答して法的な見解を示す「助言提供」のパートから構成されます。ただし、この二つのパートは、一方が終了して他方が開始される、といった単純な形式では生じません。

この部門で重要となるのは、相談者が自らの生活上のトラブルを、相談すべき「問題」として言語化する実践、すなわち檉村が「問題定式化 (problem formulation)」と呼んだ活動です(檉村 1996)。相談者が提示する最初の「問題定式化」が、その後の弁護士とのやり取りの中でいかにして法的な「事案」へと共同で作り上げられていくのか、そのダイナミズムがこの部門の核心です(「問題定式化」については第 5 章で詳しく観察します)。

「相談先行連鎖」が完了し、本題に入る準備が整ったことは、どのようにして示されるのでしょうか。それは、相談者が問題の核心を語り始め、弁護士がそれを本格的な

傾聴の姿勢で受け止めることによって達成されます。北村が分析した相続相談の事例では、「相談先行連鎖」の最後に、弁護士と相談者の間で次のようなやり取りが交わされます。

【抜粋 3:トラブル語りへの移行】（北村 2023: 135）

- 1 C: ((別の機会での法律相談について言及する)) 一回きいてきました(.) 大体
2 の概要は分かったんですけども(.)もう詳しいことは時間がなくて聞けなかつ
3 たんですけど..
4 L: はい(.)はい。
5 (0.8)
6 C: 基本的に(.)あの: 私の父(0.3)が今年(.)あの(.)家内の父がですね、
7 L: はい。((ペンを持ち、メモを取り始める))

この短いやり取りの中に、相談の「幕」を転換させるための、高度に秩序だった手続きが凝縮されています。ロビンソン（2013）が「参加者が、活動への出入り、およびある下位活動から別の下位活動への移行に関連する説明可能性（accountability）を管理する際に、現れる」と述べているように、参加者たちは、以下のような複数の微細な相互行為上の資源を巧みに用いることで、「相談先行連鎖」という一つの幕を閉じ、「相談部門」という新たな幕を開けるという、秩序だった部門の移行をその場で共同で達成しているのです。

1. **話題終結の提案(相談者)**: 相談者は 3 行目末尾の「へ〜けども」という表現を用いることで、自身の語りが一区切りついたことを示し、次の発話の権利を弁護士に譲る（ターンを移行させる）ことで、先行する話題の終結を提案します。
2. **話題終結への同意(弁護士)**: 弁護士は 4 行目で「はい(.)はい。」と応答します。一つ目の「はい」で内容の受領を示し、二つ目の「はい」で話題終結の提案に同意することで、「先行する話題はこれで完了した」という共通理解を成立させます。
3. **本題開始の合図(相談者)**: 決定的なのは、0.8 秒の沈黙(5 行目)を経て、相談者が 6 行目で発する談話標識「基本的に…」です。これは、ロビンソン（2013）が引用するシュエグロフの「談話題材（talkables）」に関する議論（Schegloff 1986）に関連し、ここからが話の本題・核心部分であることを明確に示し、「トラブル語り」を開始します。
4. **傾聴姿勢の実演(弁護士)**: 最後に、弁護士は 7 行目で「はい。」と応答すると同時に、ペンを持ってメモを取り始めるという身体的行為を行います。このマルチモーダルな応答は、「ここからが法的に重要な事実の聴取であり、専門家として記録します」という傾聴の姿勢を相談者に明確に実演（demonstrate）してみせる、極めて重要な行為です。ロビンソン（2013）が、プライマリ・ケア受診の開始部に

における「準備完了の身体化」を重要な構成要素として挙げているように、弁護士のこの身体的行為は、彼が相談者の「トラブル語り」という活動に本格的に関与する準備ができたことを示す「身体化」と見なすことができます。

3.4 終わりの作法:「相談部門」から「終了部門」へ

問題が一通り議論され、助言がなされると(これについては後述)、相談は「終了部門」へと移行します。相互行為を突然終わらせることはできません。CAが見出した順番交替の規則(Sacks et al. 1976)によれば、発言順番の完了可能点(つまりは、順番移行が適切となる場所)が来ると次の参加者がターン(発言順番)をとることができますから、会話を終了させるためには、ターンの完了可能性の移行適切性を協働して保留しなければならないことになります。

次の【抜粋 4】では、弁護士は当事者間での遺産分割協議についての話し合いは「難しい」かもしれないと述べている。

【抜粋 4: 相談の終了】(北村 2023: 157-158)

- 1 L: だから: あのそれが先ほどあの: お話し合いが難しいんじゃないだろうかってい
- 2 うふうに私申し上げましたけども:,
- 3 C: あ: はいはい
- 4 L: まあ: やってみる価値が全然無いとも思わないんですね。
- 5 C: はい.
- 6 ...((中略: 弁護士による最終的な助言のまとめ))...
- 7 C: ありがとうございます。
- 8 L: はい。
- 9 C: よく分かりました(.)はい。
- 10 L: いいですか:, あとは何かご相談ごとありますか?
- 11 C: いえいえいえ: もう十分 100%分かりました。

弁護士は「やってみる価値が全然無いとも思わない」と、それまでの遺産分割協議について「助言提供」に一つの区切りをつけています。

これを受けて、相談者 C は 7 行目と 9 行目で「ありがとうございます」「よく分かりました」と、助言内容を受け入れ、理解したことを表明します。これは、「相談部門」が終わりに近づいていることを示唆しています(Schegloff & Sacks 1973)。

この相談者の応答を受けて、弁護士は 10 行目で「あとは何かご相談ごとありますか?」と発話します。シュエグロフとサックスによれば、会話を唐突に終わらせることは通常避けられ、参加者は会話を終える準備ができたことを互いに確認し合うための、秩序だった手順を踏みます。弁護士による「あとは何か…」という問いかけは、まさに

その手順を開始するための実践です。それは、新たな話題を導入する最後の機会を相手に提供するという形をとることで、「未だ導入されていない追加のトピックを持っている可能性がある」という課題に対処し、「もしここで新たな話題が出されなければ、この会話を終えることに異存はないですね？」という提案を暗に含んでいます。

相談者が 11 行目で「いえいえいえ:もう十分 100%分かりました」と、新たな話題がないことを力強く表明することで、この終結の提案に明確に同意します。このやり取りによって、「もうこれ以上話すべき主要な議題はない」という共通の理解が両者の間で成立し、会話は「先・終了連鎖 (pre-closing sequence)」と呼ばれる段階に入ります。これにより、「終了部門」が正式に開始され、参加者は安心して「ありがとうございました」「お大事に」といった最終的な別れの挨拶（「さよなら/さよなら」といった「最終交換」）へと進むことができるのです。^{1, 2}

以上のように、第 3 章では、法律相談が持つ全域的構造、いわば相談の「地図」を概観しました。続く第 4 章から第 6 章では、その地図の中核をなす「相談部門」に焦点を当て、そこで繰り広げられる三つの重要な活動——まず、相談全体の土台となる「事実を構築する」実践、次にそれを支える「聴く」という技術、そして最後に「助言する」という到達点——を、EMCA のレンズを用いて一つずつ詳細に解剖していきます。

4. 相談事実の進行的定式化:トラブルはいかに「事案」となるか

前章で概観した法律相談の「地図」において、その核心部分である「相談部門」で行われるべき最も根源的な活動は、相談者が持ち込む生活上の「トラブル」を、法的に意味のある「事案」へと再構成していく実践です。それは、単に事実を聴取するだけでなく、弁護士と相談者の相互行為を通じて「法的事実」そのものが共同で構築されていくプロセスに他なりません。本章では、樫村の一連の研究を導きの糸としながら、この過程のダイナミズムを克明に描き出していくことにします。

4.1 相談事実の「進行的定式化」と規範性の産出

前章で概観した法律相談の「地図」において、その核心部分である「相談部門」は、きわめて秩序だったメカニズムに基づいています。その基本構造は、助言者による

¹ しかしこの法律相談では、実際に関連する別の事柄が相談者から提起されることで、最終交換へすぐには至りませんでした(北村 2023: 158-161 を参照)。

² なお、この法律相談のデータは、回限りの市民無料法律相談からのものですから、継続的な依頼案件の場合などではこの編成のデフォルトから変容が生じることになるでしょう。

「促し」と相談者による「相談事の語り」からなる「相談対(ソウダンツイ)」の反復によって維持されます(樫村 2004: 213)。しかし、弁護士との応答の仕方の違いが「語りの多様性」(樫村 2004)を生み、そこが「事実」が共同で構築されていく現場となるのです。

では、弁護士と相談者は、この「相談対」のやり取りを通じて、具体的に何を行っているのでしょうか。近年の研究メモの中で樫村は、法律相談の過程を、対象たる事実が「行きつ戻りつ」しながら言語化されていく「相談事実の進行的定式化(progressive formulation of consultation facts)」という、より大きな見取り図の中で捉えることを提案しています(樫村 2024)。これは、法律相談における事実の確定が、単発の行為ではなく、相談者と助言者の相互行為を通じて段階的に、そして絶えず変化しながら達成されていく、一連のプロセス全体を捉える視点です。

この「進行的定式化」というプロセスは、いかにして事実の記述から規範性が産出されるのかという、法社会学の根源的な問いと深く関わっています。そしてこの問いは、社会学者ハロルド・ガーフィンケルの講義録で提示されたルール観と軌を一にするものでもあります(Garfinkel 1966)。ガーフィンケルによれば、ルールとは静的な「青写真」ではなく、人々が行為を理解し説明するために用いる動的な「資源」であり、社会秩序は、formulate as a rule(通例をルールとして定式化する)という実践、すなわち具体的な「事実」の記述に「ルール」という規範的根拠を与える往還運動の中から産出されるものなのです(北村 forthcoming-a)。

樫村はさらに、この規範産出の核心的なメカニズムを「アカウントビリティの変容」という概念で説明しました(樫村 2024)。ここでいうアカウントビリティ(accountability)とは、単なる「説明責任」だけでなく、ある行為や事実が、特定の規範的な文脈において「理解可能で、筋の通った、正当なもの」として理解されうる可能性を指します。樫村によれば、ある事実(例:「スーパーのレジ」)を記述する行為は、それ自体が即座に、その事実を、関連する規範(例:「支払うべき」)に照らしてアカウントブルな(説明可能/理解可能であるべき)対象へと意味を変容させるとされます。つまり、事実を記述し定式化する実践そのものが、規範をその場に立ち上がらせ、その事実を規範的な判断の対象として構成する力を持つということです。

「スーパーのレジ」の例を考えてみましょう。ある人が、カゴに牛乳とパンを入れて、店内の特定のカウンター(レジ)の前に立っているという光景を。これを単に「ある物体を持った人間が、木製の台の前に静止している」という物理的な「事実」として記述することも可能です。しかし、私たちがこの状況を「スーパーのレジに並んでいる」と定式化(記述)した瞬間、その場の意味は劇的に変容します。「レジ」という言葉を用いた記述そのものが、即座に「商品の所有権を移転するために代金を支払う」という規範(ルール)を、その場に呼びおこしてしまうからです。このとき、その人の一挙手一投足は、単なる動きではなく「ルールに照らして正当かどうか」という判断の対象になります。もしその人が代金を払わずに立ち去れば、私たちはそれを「単なる移動」

ではなく「万引き（ルール違反）」という、説明を要する（アカウンタブルな）問題ある行為として理解します。逆に、財布を取り出す行為は「支払いの準備」という、その場において「筋の通った正しい行為」として即座に理解されます。これが「アカウンタビリティの変容」です。事実はあらかじめ規範に縛られているのではなく、私たちがその事実をどう記述（定式化）するかによって、どの規範が適用されるべきかが決まり、その行為が「正しいか、説明を要するか」という規範的な評価の対象へと変容するのです。

レジに並ぶことが支払いの規範を呼び起こすように、相談者が『借金』という言葉で定式化した瞬間、単なる困りごととは『返済義務』という法的アカウンタビリティの網の目に織り込まれるのです。

これらの知見は、本章の分析に強力な理論的視座を提供します。法律相談における弁護士の実践は、相談者が語る混沌とした生活上の「事実」を、法という「ルール」を資源として「進行的に定式化」し、法的なアカウンタビリティを問うことが可能な「事案」へと変容させる、秩序産出の中核的实践だということになるからです。続く節では、このダイナミックなプロセスを、具体的な会話データの中から解き明かしていきます。

4.2 問題の「定式化」：トラブルに名前をつける

相談の冒頭、相談者は自らの問題をどのように語り始めるのでしょうか。樫村（2024）の研究は、相談者がしばしば「交通事故」や「借金」といった、法的カテゴリーを暗示しつつも日常的な言葉（「概略的中間的表現」）で口火を切ることを明らかにしています。この「問題定式化」の実践を、樫村が分析した以下の会話記録から見ましょう。これは、相談の最初の部分で、弁護士が相談内容を尋ねている場面です。

【抜粋 5: 借金・概括】(Kashimura 2015: 91-92 の一部に日本語も付加)

1 L: ええと、どういったことで、あの、ご相談なんですかね。

2 C: ええ一つと、借金で、首が、まわらなくなっちゃったっていう…

ここで弁護士は、極めて**非特定の (non-specific)** な形で問いを投げかけて、相談者に語りの主導権を渡し、自らの言葉で問題を定義するよう促しています。

これに対し、相談者は、相談すべき問題を、「借金で、首が回らなくなった」と記述しています。これが「概略的中間的表現」です。この表現は、以下の点で極めて巧みな機能を果たしています。

1. **日常的な言葉である**: 「首が回らない」という比喩は、専門家でなくても誰もがその深刻さを理解できる、生き生きとした日常語です。
2. **法的カテゴリーを暗示する**: 同時に、「借金」という言葉は、弁護士に対して、この問題が債務整理や自己破産といった法分野に関連することを示唆し、法

的な聴取の準備を促します。

3. **中間的である**: 完全に個人的な愚痴と、完全に法律的な専門用語との「中間」に位置することで、日常的な共感を求めつつ、専門的な助言を要請するという、法律相談特有のコミュニケーションを開始させるのです。

この「概略的中間的表現」は、より広い概念である「問題定式化」、すなわち相談者が自らのトラブルを相談すべき「問題」として言語化する実践の中でも、特に相談の冒頭で「予告編」のように提示される、特徴的な語りの形式です。この最初の定式化が、その後の弁護士との共同作業を通じて、どのように具体的な「法的事実」へと作り変えられていくのか。それが、「事実の協働産出」のプロセスの核心となります。

4.3 弁護士の聴き方と質問: 法的な物語への再構成

弁護士は、単に受動的に話を聞いているわけではありません。相槌、質問、言い換え(訂正)といった相互行為上の技法を通じて、相談者の語りに積極的に介入し、それを法的に意味のある物語へと再構成していきます。

4.3.1 規範的テキストが教えること: 「T型質問」

法律相談の核心は「事実」を聴取し、法的に分析することにあります。バインダーらの「カウンセラーとしての弁護士」は、この事実聴取のための効果的な方法として「T型質問」を詳細に解説しています(同書第7章)。T型質問は、その名の通り「T」の字の形をなぞるように進められます。まず、横のラインとして、「今日はどのようなお話でしたか?」といったオープン・クエスチョンから始め、依頼者が自由に物語を語る余地を広く確保します。そして、話が進むにつれて、弁護士は縦のラインとして、「その契約書にサインしたのはいつですか?」といったクローズド・クエスチョンを用いて、法的に重要な特定の事実を深く掘り下げていきます。このアプローチの基本的な考え方は、依頼者の頭の中に存在する「事実」という情報を、弁護士が適切な質問というツールを使って効率的に抽出するというものです。

4.3.2 EMCA が解明する「事実」の協働産出

規範的テキストが「事実」を客観的に「抽出」されるものと捉えるのに対し、EMCAは、「事実」が単に抽出されるのではなく、法律相談のまさにそのやり取りの中で、弁護士と相談者によって共同で産出されるものであることを明らかにします。

Kashimura (2015)は、弁護士が相談者の話を「聴く」こと自体が、高度に専門的な「仕事 (work)」であると指摘しています。弁護士は、相談者の話の中から法的に重要な要素を「聞き出し (noticing)」, それに対して質問を投げかけることで、事実の輪郭を明確にしていきます。

例えば、敷金返還を求める相談者の以下の発話を見てみましょう。

【抜粋 6: 敷金・訂正】(樫村 2004:218)

- 1 C: 出とるもんで::それでしききんを一応むこ::も戻してくれと:
2 L: こ:, うん
3 L: 敷金は入ってんの?
4 C: しききん=
5 L: =返してくれっていうわけ
6 C: ん:: 返してくれということやから:
7 L: はいはいはい

この一見単純な弁護士の質問「敷金は入ってんの?」は、相談者の曖昧な表現「向こうも戻してくれと」を、法的に分節化された二つの事実へと再構成する、専門的な実践です。すなわち、

1. 敷金が実際に預けられているか(事実の確認)
2. 相談者がその返還を求めているか(法的要求の明確化)

という二点です。相談者の発話は「戻してくれと」という曖昧な要求を含んでいますが、弁護士はそれを鵜呑みにせず、まずその前提となる「敷金が預けられている」という根幹の事実の有無を確認することで、法的な議論の土台を築こうとしています。

Kashimura(2015)は、このような弁護士による言い換えや問いかけの実践を、会話の方向性を法的に適切なものへと修正する「訂正 (correction)」として分析しています。これは、相談者の日常的な語りを、弁護士が専門的視点から再構成し、事実として確立していくプロセスです。

さらに樫村は、弁護士による専門的な「聴き方」が、単に語りを法的なカテゴリーに当てはめるだけでなく、相談者の語りに含まれる主観的な評価や感情を削ぎ落とし、中立的・客観的な記述へと再編成する機能を持つことも明らかにしています(樫村 2004)。個別の評価的・情緒的な物語を、法的に処理可能な反復可能で予測可能な「事案 (case)」へと変換する作業です。

この、主観的な物語を客観的な事実へと翻訳していく弁護士の「仕事」は、以下の飲酒運転の相談事例の中に、鮮やかに見て取ることができます。

【抜粋 7: 飲酒・証拠化】(樫村 2004: 223 より一部抜粋)

- 61 L: で どれくらいの分量のまれたの?
62 C: んと:: みんなでボトル 1 本と: お酒: にご:: ビール 2 本, くらいですか=
63 L: =ボトルというのはウイスキー
64 C: ウイスキーです, ブランデーですね

(…)

73 L: おたくはどのくらいの分量のまれたが? あの,

(…)

78 L: ボトル 1 本の 3 分の 1, そのボトル 1 本ゆ:のは分量どれくらいあるの

弁護士による専門的な「聴き方」は、単なる傾聴ではなく、相談者の日常的な物語を法的に検証可能な事実へと能動的に再構成する「仕事」です。

相談者は飲酒量について「みんなでボトル 1 本と…ビール 2 本, くらい」という、日常会話としては十分通用する曖昧な表現で語っています。しかし、弁護士はこれをそのまま受け入れません。彼は、法的な争点を検討する上で不可欠な客観的データを得るため、一連の質問を通じてこの曖昧な物語を解体し、再構成していきます。

まず「ボトルというのはウイスキー」かと特定し、次に「おたくはどのくらいの分量のまれたが?」と相談者個人の飲酒量に焦点を絞り、最終的には「そのボトル 1 本ゆ:のは分量どれくらいあるの」と、客観的な数値を執拗に求めます。

この一連のやり取りは、弁護士が、相談者の主観的で社会的な「飲み会の記憶」を、血中アルコール濃度を推定するための、客観的で定量的な「法的証拠」へと翻訳していくプロセスです。ここには、相談者の語る主観的な「トラブル」が、弁護士の専門的な問いかけを通じて、法的に意味のある「事実」へと織りなされていく、法律相談の核心的なダイナミズムが現れています。

4.4 規範的アプローチへの貢献と比較: 協調の水面下にある「対抗」

バインダーらの規範的アプローチに基づく処方的テキストが教える質問技法は、あくまで情報を効率的に「抽出」するためのツールとして描かれています。しかし、EMCA の分析が示すように、実際の弁護士の質問は、それ以上に強力な機能を果たします。それは、相談における「現実」そのものを定義し、交渉し、産出していくための根源的な手段なのです。

樫村は、法律相談が、表面的には弁護士と相談者が協力して問題解決にあたる「協調」的な活動でありながら、その水面下では、何が「法的に重要な事実」であり、どのような解決が「現実的」であるかをめぐって、両者の認識のズレが常に生じうる「対抗」的な側面をはらんでいると論じています（樫村 1996）。

相談者の提供した情報と弁護士の理解が合致していることを実証(demonstrate)することで、以降の法的分析を行うための相互主観的な基盤(shared epistemic ground)を確定させる役割を果たします。

4.5 質問形式と相談のコントロール:情報抽出から現実構築へ

4.5.1 規範的テキストが教えること:質問の組織的選択

法律相談において、弁護士が事実を聴取するための最も基本的なツールは「質問」です。バインダーらの「カウンセラーとしての弁護士」は、この質問の技法について極めて体系的な説明を提供しています(同書第4章、第6章、第7章)。その核心は、質問をオープン・クエスチョンとクローズド・クエスチョンに大別し、それぞれの機能と効果を理解した上で、目的に応じて組織的に使い分けることにあります。

(1)オープン・クエスチョン:「何がありましたか?」「その点について詳しく話していただけますか?」といった、回答者に幅広い自由を与える質問です。バインダーらは、特にインタビューの初期段階でこれを用いることで、①依頼者が自らの言葉で物語を語ることを可能にし、②弁護士が予期しなかった重要な情報を引き出し、③依頼者との信頼関係を築く上で効果的であると説きます(同書 pp.52-53)。

- クローズド・クエスチョン:「それはいつでしたか?」「契約書にサインしましたか?」といった、回答の範囲を限定する質問です。これには、「はい/いいえ」で答えられる質問(イエス・ノー・クエスチョン)も含まれます。バインダーらは、話の後半で、特定の事実を確認したり、曖昧な点を明確にしたり、法的に重要な情報(要件事実)をピンポイントで聞き出したりするために、この形式が有効であると説明します(同書 pp.53-54)。

こうした処方的テキストが示すのは、弁護士がこれらの質問形式を使い分けることで、依頼者の頭の中から必要な情報を効率的かつ網羅的に抽出(extract)するための戦略です。質問は、あくまで事実を掘り出すための道具として位置づけられています。

4.5.2 EMCA が明らかにするもの:質問による相談の編成

これに対して、EMCA の分析は、この質問形式の使い分けが、単なる情報抽出の効率化という目的を超えて、法律相談という相互行為の枠組みそのものを形成し、方向づけるための、極めて強力な実践であることを明らかにします。樫村の分析は、弁護士の質問が、相談者が持ち込んだ問題をいかにして法的な「事案(case)」へと変換していくか、そのダイナミックなプロセスを浮き彫りにします。

【データ背景:樫村論文の飲酒運転相談】

この点を明らかにするために、樫村(2014)が分析した飲酒運転の相談事例を再度、詳細に見てみましょう。この事例の概要は以下の通りです。

- 相談の経緯: 相談者は、飲酒してから 39 時間後に警察の検問で酒気帯び運転と判定された。
- 相談者の要求: 自身のケースと同様の事実関係で争われた過去の判例があるかどうかを弁護士に尋ねる。

- 弁護士の対応: 弁護士は、判例の有無という知識の問題に直接答えるのではなく、相談者の主張(「飲酒から 39 時間経過していた」)を裁判で立証することの困難さに焦点を当て、相談の枠組みを再構成しようと試みる。

この相談の冒頭で、相談者は自らの要求を次のように提示します。

【抜粋 8a:トピック転換】(樫村 2014: 166)

1 C: あの: まえそのような裁判がおなじようなケースであったんなら() どのような感じになっとなのか: いうのを教えてほしいんですが。

これは、弁護士に対して「判例知識の提供」という特定の行為を求める、比較的限定された質問です。もし弁護士がこの問い(要求)に直接乗っかれば、この相談は「判例データベース検索」のようなものになるかもしれません。しかし、弁護士はそうはしません。

【抜粋 8b】(樫村 2014: 166)簡略化

- 2 L: おなじような事例があるかゆうことですか? 要は 酒飲んで 39 時間経過してな
3 お, かつ身体のかなかにアルコールが残ってて,
4 C: はい
5 L: それが 0.2-0.25 ミリグラムぐらい残つとると。
6 C: はい
7 L: そういうケースがありますかいいうことですか?
8 C: はいそうです。

ここで弁護士は、相談者の開かれた問いを、「要は～ですか」というクローズド・クエスション(イエス・ノー形式)を用いて、相談者の依頼を再定式化して確認を求めています。これは単なる確認作業ではありません。樫村が指摘するように、これは相談者の語りを法的に重要な構成要素へと分解し、再構成する作業です。弁護士は、相談者の物語を①飲酒から 39 時間経過、②アルコールが残留、③その濃度が 0.25mg/l、という三つの検証可能な命題へと変換し、相談者にそれぞれの点について「はい」という同意を取り付けていきます。

この一連のクローズド・クエスションによる確認作業の後、弁護士は決定的な一手を打ちます。

【抜粋 8c】(樫村 2014:166)

- 9 L: ちょっとそれは調べてみんとわからんね: (.) 私の頭んかに
10 Huh のこらず細かな () ね: 判例データがあるわけじゃない

11 そら:「おたくとしてはちょっと 納得できんいうことすな

12 C: [それは] はいそうです

弁護士は、まず「調べてみないと分からない」と述べることで、相談者が設定した「判例知識の提供」という議題を巧みに回避します。そして間髪入れずに、「納得できんいうことすな」と続けることで、この相談の中心的な議題を、客観的な「知識」の問題から、相談者個人の主観的な「納得」の問題へと鮮やかに転換させているのです。

4.6 小まとめ:情報抽出から現実構築へ

この分析が示すのは、バインダーらが教える質問技法が、実際の相談では教科書が想定する以上にダイナミックかつ強力な機能を果たしているということです。

1. **問題の枠組み設定機能:** 弁護士の質問は、単に情報を集めるだけでなく、何がこの相談で議論されるべき「問題」なのかを定義し、その枠組みを設定するという強力な機能を持ちます。上記の事例では、弁護士は相談者の「判例を知りたい」という要求を退け、「あなたの主張の立証可能性」という、自らの専門性がより発揮できる土俵へと相談の枠組み自体を再編成しています。
2. **主導権の交渉:** 質問と応答の連鎖は、弁護士と相談者の間の主導権をめぐる微細な交渉の場です。弁護士は、質問の形式（オープンかクローズドか）や内容を選択することで、会話の方向性を舵取りし、自らが適切と考える議題へと方向づけていきます。
3. **質問の文脈依存性:** EMCA の視点から見ると、ある質問形式が「良い」か「悪い」かは、抽象的に決まるものではありません。その適切さは、常に会話の連鎖の特定の文脈の中で、それがどのような相互行為上の課題を達成しようとしているのかに依存します。上記の事例で弁護士が行ったクローズド・クエスチョンの連続は、もしインタビューの冒頭であれば威圧的で不適切かもしれません。しかし、相談者が特定の要求を提示した後という文脈においては、その要求を法的な分析の俎上に載せるための極めて効果的な実践として機能しています。

バインダー等による処方的テキストは、弁護士に強力な武器（質問技法）のカタログを提供してくれます。EMCA は、その武器が実際の戦場（法律相談）で、いつ、どのように、そしてどのような効果を狙って使われているのかを解明します。この知見は、法を学ぶ者や実務家にとって、単にスキルを暗記するのではなく、その背後にある相互行為の力学を理解し、より文脈に即した、洗練された実践家になるための重要な洞察を与えてくれます。

5. 進行的定式化を可能にする実践①

:「聴く」こと1の相互行為的編成

前章では、法律相談の中核が、相談者の「トラブル語り」を法的な「事案」へと再構成していく「事実の共同構築」のプロセスにあることを見ました。では、弁護士は具体的にどのような相互行為技術を用いて、この繊細で時に困難な構築作業を遂行するのでしょうか。その鍵を握るのが、処方的テキストが「アクティブ・リスニング」と呼ぶ、高度に専門的な「聴く」実践です。本章では、この「聴く」という行為を、単なる心理的態度としてではなく、事実構築という目的を達成するための相互行為上の技術として解剖していきます。

5.1 データ背景: 相続相談の事案

この協働的な達成のプロセスを具体的に見るために、北村(2023)が詳細に分析した法律相談事例の一つを取り上げます(【図1】は、その法律相談場面)。

【図1】相続問題についての法律相談の場面



この相談は、相談者(男性)が亡くなった義父の相続問題について弁護士に助言を求めたものです。相談内容は多岐にわたりますが、主な争点は以下の通りです。

- **遺産の内容:** 亡父が所有していた複数の不動産(山林と宅地)。山林は故人である祖父と半々の所有。父が住んでいた住宅の土地は祖父名義で、建物は未登記。
- **トラブルの状況:** 父の異母兄弟の一人が家族と共に帰省し、住宅に居座って「すべての遺産は自分のものだ」と主張し、相談者夫婦を排除しようとしている。
- **相談者の希望:** ①山林の名義を父から相談者に変更できるか。②住宅と宅地

を今後どう処理すればよいか。③不動産を放置して国のものにならないか心配。④できるだけ穏便な解決を望んでいる。

この複雑な状況を、弁護士はいかにして相談者と共に解きほぐし、共通理解を築いていくのでしょうか。

5.2 アクティブ・リスニングの実践：心理的態度から相互行為的達成へ

バインダーらの処方的テキストが、依頼者中心アプローチの核心的技法として最も重視するのが「アクティブ・リスニング」です。これは、単に受動的に相手の話を聞くのではなく、弁護士が積極的に関与し、共感的な理解を伝えるための具体的なスキルセットを指します(同書第3章)。

5.2.1 処方的テキストが教えること：「感情の反射」

バインダーらによれば、依頼者は自らの経験を語る際、事実関係だけでなく、それと絡み合っている感情も表現します。アクティブ・リスニングの鍵は、この感情を正確に聞き取り、それを言語化して依頼者に返す「感情の反射 (reflection of feeling)」にあるとされます(バインダー他: 34-41)。

例えば、依頼者が「長年勤めてきた会社から、ある日突然、理由も告げられずに解雇されたんです。これからどうすればいいのか…」と途方に暮れた様子で語ったとします。このとき、弁護士は単に「解雇されたのですね」と事実を繰り返すのではなく、「長年の貢献が顧みられず、突然のことで非常に混乱し、先行きに不安を感じていらっしゃるのですね」というように、その言葉の背後にある感情を捉えて応答することが推奨されます。

この「感情の反射」は、以下の重要な機能を持つとされます。

- **信頼関係の構築**: 自分の感情を理解してもらえたと感じることで、依頼者は弁護士に心を開き、より深い信頼関係(ラポール)が生まれます。
- **依頼者自身の自己理解の促進**: 自らの感情を他者の言葉で聞くことで、依頼者は自身の状況を客観視し、感情を整理することができます。
- **より豊かな情報収集**: 評価的・情緒的な側面を探ることで、依頼者の真の関心事や目標が明らかになり、それが後の解決策の検討に不可欠な情報となります。

このように、この処方的テキストは、「共感的であれ」という心構えだけでなく、「感情を反射する」という具体的な何をすべきか (what to do) を教えてくれます。しかし、このスキルが実際の会話のダイナミズムの中でいかにして (how) 達成され、どのような相互行為上の機能を果たしているのかをより深く理解するためには、EMCA のアプローチが有益です。

5.2.2 EMCA が明らかにするもの: 共感的応答の解剖

EMCA による分析は、この「感情の反射」が、単なる心理的共感の表明ではなく、会話の連鎖の中で特定の組織的な機能を担う、高度に組織された実践 (practice) であることを明らかにします。相続相談の事例で、その具体的な達成の過程を見てみましょう。

以下の会話は、相談者が、弁護士からいくつかの法的説明を受けた後、それでも残る懸念、すなわち「何もしなければ、相手の思う壺になってしまうのではないか」という不安を語っている場面の直後に続きます。

【抜粋 9:「感情の反射」】(北村 2023: 146))

31 C: はい、いや(.)本人もですね: あの(.)そこまでして、取得したいと思ってない

32 (0.5) ただ(.) ほっとけばですね、

33 L: ええ:

34 C: この人がもう: け (0.3) 権力的にと言いますか!、

35 L: ええ

36 C: 剛腕的に: その: (0.3) なし崩し的に: この人が使いだすだろうっていう、

37 (0.7)

38 L: で(.) それは嫌なんでしょ?

39 C: そうです.

40 L: とすれば同意がないと.

41 C: そうですね:.

42 L: 名義は移らないんですよ: . これは 100 パーセント間違いないですね: .

バインダー等のテキストの観点から見れば、38 行目の弁護士の発話「で(.) それは嫌なんでしょ?」は、相談者が 31 行目から 36 行目にかけて述べた「なし崩し的に使われる」ことへの不満や懸念という感情を、「嫌なんでしょ?」という言葉で反射した、模範的なアクティブ・リスニングの実践と見ることができます。

しかし、EMCA の行為連鎖分析(sequence analysis)の視点に立つと、この一見単純な発話が、会話の連鎖の中で複数の実践的な「仕事(work)」を同時に達成している実践であることが明らかになります。

1. 遡及的な仕事: 直前の語りを特定の形で扱う

この発話は、直前までの相談者の語り(「なし崩し的に使いだすだろう」)を「嫌なこと」として要約し、再定式化するという遡及的な仕事をしています。これは、単に「聞いています」と主張するのではなく、その理解を具体的な形で「実演」する行為です。これにより、相談者は自らの懸念が弁護士に正しく伝わったことを、その場で確認することができます。

2. 現在の仕事:アライアンスの構築と感情の正当化

この発話は、相談者が婉曲的に表現していた不満や懸念を、弁護士が「嫌」という明確なカテゴリーへと名指すことで、その感情に対して同調的なスタンスを提示する、現在進行形の仕事をしています。さらに、「～なんでしょ？」という問いの形式は、「あなたがそう感じるのはもっともですよ」という含意を持ち、相談者の感情を承認します。

3. 展望的な仕事:次の会話の展開を方向づける

この発話は、単に過去の要約で終わるものではありません。それは、相談者に対して「はい、そうです」という同意（確認付与）を優先的に応答すべきものとして設定するという、展望的な仕事をしています。実際、相談者は 39 行目で即座に「そうです」と同意します。

この「質問（確認の求め）－応答（確認付与）」という隣接ペアの完遂によって、相談者の感情を確認するというトピックは一旦閉じられます。これにより、会話は次の段階、すなわち「では、その『嫌な』事態を避けるために具体的にどうすべきか」という助言提供の段階へと移行するための土台が整えられるのです。実際に、このやり取りの後、弁護士は先の法的説明（同意がなければ名義は移らない）へと議論を戻し、相談者の同意を得ています。

5.3 「理解の主張」と「理解の実演」

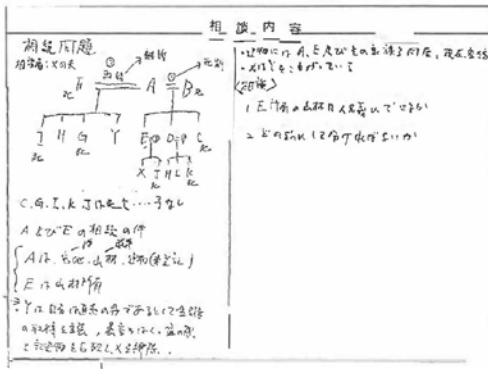
会話分析の創始者であるハーヴィ・サックスは、「理解した」とただ言うこと（理解の主張）と、理解したことを実際に示してみせること（理解の実演）を区別しました。（Sacks 1992 II: 141）。例えば、「今日のホテルはどこ？」という質問への返答として「プリンスホテルだよ」という相手の発言に対し、「ああ、プリンスホテルね」と繰り返すのは、「（自分はあなたの言ったこと理解したということを主張するものですから、「理解の主張」ですが、「ああ、街の西側のね」と言い換えれば、場所を具体的に理解していることを実証しているわけですから、「理解の実演（デモンストレーション）」と言えます。

北村(2023)は、法律相談において弁護士がこの「理解の実演」を巧みに用いていることを明らかにしました。先の相続相談の事例で、相談者が持参した家系図を見ながら複雑な親族関係について説明した後、弁護士はただ「分かりました」と言うのではなく、家系図を指さしながら、次のように確認していきます。【図 2】は、この法律相談の直後に弁護士自身が手書きした家系図です。

【抜粋 10:家系図・「理解の実演」】(北村 2023: 141)

- 1 弁護士: ((家系図を指しながら))んん:なるほど, そうすると生きてる人がここここ
- 2 と。
- 3 相談者:はい(.) そうですね。
- 4 弁護士:ここですね。あ(.) ごめんなさい。(.)え:
- 5 相談者:ここですね:((家系図を指しながら)) あ:: そうですね。
- 6 弁護士:で(.)子供さんがいる(.)はことここですね。
- 7 相談者:はい
- 8 弁護士:で, ことここは生きてると。
- 9 相談者:はい
- 10 弁護士:ここはもう子供がいない。
- 11 相談者:はい(.)そうですね。

【図 2: 弁護士手書きの相続図】



弁護士は、相続に関わる法的情報(生存, 子の有無など)を家系図の中の文字を指さしながら一つひとつ具体的に言い当てることで、自分が正確に理解したことを相談者に「実演」して見せています。弁護士は、自分の理解が相談者の提供した情報と合致していることを実演することで、その情報の正確性が両者間で公認されることになります。

5.4 小まとめ: 相互行為的達成としてのアクティブ・リスニング

本章の分析が示したように、処方的テキストが個人の心理的態度やスキルとして教える「アクティブ・リスニング」は、EMCA のアプローチを通してみると、それ自体が会話の連鎖の中で特定の仕事を担う、高度に組織された相互行為的達成であることがわかります。弁護士による「感情の反射」は、単なる共感の表明ではなく、①過去の

語りの理解を実演し、②相談者の感情を正当化して同盟関係を築き、③そして会話を次の段階へと進める橋渡しをする、という少なくとも三つの機能を同時に果たす多機能的な実践でした。このように EMCA は、規範が教える「スキル」が、実際の会話の中で「なぜ」「どのように」有効に働くのか、そのメカニズムを解剖学的に解明します。

6. 進行的定式化の帰結としての助言：受容・拒否の相互行為的管理

6.1 弁護士による相互理解達成のための実践的技法

バインダーらの「カウンセラーとしての弁護士」は、依頼者との共通理解を築く上で、弁護士が法的な選択肢とその潜在的な結果を、依頼者が理解できる言葉で中立的に説明することの重要性を強調しています（同書第 13 章、第 14 章）。これは、依頼者が十分な情報に基づいて自律的な判断を下すための前提となるからです。

しかし、この「説明する」という行為は、実際にはどのように行われているのでしょうか。専門家である弁護士と、必ずしも法律に詳しいとは限らない相談者の間にある知識や経験の非対称性を乗り越え、真の意味での「共通理解」を達成するために、弁護士はどのような工夫を凝らしているのでしょうか。

北村の研究は、実際の相談データの中から、処方的テキストが必ずしも明示的には教えていない、しかし熟練した実践家が駆使している、いくつかの重要な相互行為上の技法を明らかにしています。これらの技法は、専門家と素人の間の「推論へのアクセス距離」を調整し、相談者が弁護士の思考プロセスに参与できるようにするためのものです。ここでいう「推論へのアクセス距離」とは、専門家が結論に至るまでの思考プロセス（推論）が、素人である相談者から見て、どれだけ「遠い」か「近い」か、その程度を指します。例えば、弁護士が黙って考え込み、結論だけを「こうなります」と告げる場合、その推論プロセスは相談者からは全く見えず、両者の間の「距離」は最大になります。一方で、本章で分析する技法は、この思考の過程を可視化・言語化することで、専門家と素人の間の「距離」を意図的に縮め、両者が同じ知的空間を共有する（相互主観性/相互理解を達成する）ことを可能にするのです。

6.2 オンライン・コメンタリー：見ながら、指しながら、語る

医療コミュニケーション研究で知られる「オンライン・コメンタリー」とは、医師が患者の身体に触れたり、検査画像を見たりしながら、同時に（オンラインで）所見を述べる実践です（Heritage and Stivers 1999: 北村 2023:124）。例えば、医師が実際に耳を触診しながら、「うーん、少し赤くなっていますが特に問題ないですね」といった発話をする場合です。これは、医師の診断に至る思考の断片を患者に開示し、診断の根拠（耳が赤くなっていること）を共有する機能を持っています。

法律相談における弁護士も、これと類似した実践を頻繁に行っていることが示されています。先の相続相談の事例【抜粋 10】で見たように、弁護士は単に口頭で説明するだけでなく、家系図という視覚的対象を指さしながら、「生きてる人が:こと:こと:」と語ります。

この身体的行為(指さし)と発話の同期は、極めて重要な機能を果たします。

- **理解の足場の提供:** 抽象的な「相続人」という言葉ではなく、「こと、ここ」という具体的な指示は、相談者にとって理解の強力な足場となります。
- **推論の可視化:** 弁護士がどの情報に注目し、それをどのように解釈しているのか、その思考プロセスの一部が相談者に可視化されます。
- **参加の促進:** 相談者は、弁護士が指さしている箇所を一緒に目で追い、その理解が正しいかを確認するという形で、弁護士の分析作業に積極的に参加することが促されます。

これは、規範的テキストが教える「分かりやすく説明する」という目標が、単なる言葉選びの問題だけでなく、言語だけでなく、視線、身振り、資料の指さしなど複数のチャネルを用いるマルチモーダルなコミュニケーションを通じて達成されていることを示しています。

6.3 シンク・アラウド(思考の言語化):結論に至る思考プロセスを実況中継する

次に北村が指摘するのが、「シンク・アラウド(思考の言語化)」という技法です[北村 2023:146-147]。これは、弁護士が最終的な結論(助言)だけを提示するのではなく、その結論に至るまでの推論の過程そのものを、声に出して「実況中継」する実践です。

先の相続相談の事例で、弁護士が相続人の範囲と相続分について説明する場面を、より長く見てみましょう。

【抜粋 11:相続・シンクアラウド】(北村 2023)³

- 1 L: これについてはその:え:B さん(.) まあ (0.5) 先代のレベルでいけばです
- 2 ね:, D さんからみて:. B さん(.) F さん(.) E さん(.) G さん.まあ:この:4 人の
- 3 方々が相続人になられるんだと思うんですね: あの:(0.7)B さんが先に亡

³ 北村(2023)では、会話中の相続問題関係者に複雑な記号が充てられているが、本稿では、可読性の観点から、相続相談事例に登場する人物の記号を再整理している。具体的には、相談者(代理人)を C、弁護士を L とし、相続人本人である妻を A、被相続人(父)を B、先代(祖父)を D、相手方である異母兄弟を E、その配偶者を E'、その他の親族を F~I と表記する。これらの記号化は、北村(2023)で用いられている複数の記号体系(トランスクリプト記号および図版記号)を、分析内容を変えることなく簡略化したものである。

- 4 くなっていればですね: 代襲相続といいまして:.
- 5 C: はい
- 6 L: B さんの相続分をその子供たちが:, 頭割りで相続するんですね.: だら 4 分
- 7 の 1 だとすれば 3 分の 1(.) 3 分の 1(.) 3 分の 1 と: いう形となります。

この一連の発話で、弁護士は単に「あなたの相続分は X です」と結論を告げているわけではありません。

1. **相続人の特定:** まず 12 行目から 14 行目で、基本的な相続人(第一順位の子供たち)が誰であるかをリストアップし、相談者の理解を求めます。
2. **法的概念の導入:** 17 行目では、「代襲相続」という専門用語を提示し、それがどのような場合に起きるかを「TTT1 さんが先に亡くなっていれば」という、この事案に即した形で説明します。
3. **計算プロセスの開示:** 22 行目では、「頭割りで相続するんですね」と計算の原則を示し、「だから 4 分の 1 だとすれば 3 分の 1…」と、具体的な計算プロセスそのものを言語化しています。

この「シンク・アラウド」は、パインダー・テキストが教える「法的結果についての説明」(同書第 14 章)を、よりダイナミックな実践として捉え直します。単に結果を説明するのではなく、結果に至る論理と計算の過程を「実況中継」することで、弁護士は相談者に対して以下のことを可能にしています。

- **助言の透明性の確保:** なぜそのような結論になるのか、その根拠が明確になります。
- **手続き的な同意 (alignment) の調達:** 結論のみを提示された場合に生じうる抵抗や疑義を先回りして処理し、結論の正当性を検討可能な (accountable) ものとして提示することができます。
- **相談者の理解度の確認と誤解の防止:** 思考の過程を段階的に示すことで、相談者がどの部分で理解に苦しんでいるか、あるいは誤解しているかを弁護士がその場で確認しやすくなります。これにより、誤った理解のまま話が進むのを防ぎ、より正確な情報共有が可能になります。
- **相談者からの質問の促進:** 結論だけを伝えられると、どこから質問してよいかわからない場合があります。しかし、思考のプロセスが見えることで、相談者は自分が疑問に思った具体的なポイントについて質問しやすくなります。
- **相談者の参加促進と共同作業化:** 弁護士が思考プロセスを一方的に開示するだけでなく、「～だと思いませんか」「～なんですか」といった形式で相談者に同意を求めることで、分析作業を共同の知的作業へと転換させています。これにより、相談者は単なる情報受信者ではなく、弁護士の推論を確認し、承認する共同作業員として位置づけられます。

6.4 「制度のローカルな再文脈化」: 法的助言を事案の固有性に仕立て直す

そして最後に、弁護士は抽象的な法制度の説明を、相談者が持ち込んだ固有の物語(トラブル)の文脈の中に位置づける、きわめて高度な実践を行います。これは単なる「埋め込み」ではなく、制度を相談者の生活世界へとローカルに再文脈化する(re-contextualize)作業と呼ぶことができます。

次の【抜粋 12】では、同じく相続相談の事例で、異母兄弟 D との話し合いが難航しそうだと言った相談者が懸念を示した後、弁護士は「遺産分割調停」という選択肢を提示します。その際、弁護士は単に「調停という制度があります」と説明するだけではありません。

【抜粋 12: 調停・再文脈化】(北村 2023【抜粋 3-10】を含む拡大版)

- 1 L: え:おそらく: お話し合いってのは難しいだろうと思うんです。まあ: 十中八九
- 2 無理だと思うんですね。そうすると(.) あ: 当事者間での合意形成ができな
- 3 いということになりますので: (.0.3) そうなった場合には家庭裁判所で遺産分割
- 4 の調停をして頂くということになります。まああ: 当事者間で話するとやっ
- 5 ぱり: 奥様の A さんからすればあ: E さんのことがまあ: 怖いというか: 話づ
- 6 らいって環境だと思うんですけども: まあ少なくとも裁判所(.) ということはどう
- 7 いう暴言とか(.) あ: 感情的な話しは許しませんので: .

ここで弁護士が行っているのは、単に「遺産分割調停」という法制度を単に紹介することではありません。彼は、相談者が直面している具体的な問題、すなわち「D さんが怖くて話しぶらい」という固有の懸念(trouble)を、ここで解決すべき「問題(problem)」として取り上げ、その解決策として調停という法律制度を、相談者の固有のトラブルへの解決策の一つとして仕立て直しているのです。

注目すべきは、調停が有効であることの根拠の示し方です。弁護士は、その有効性を「法律で定められた手続きだから」という制度的論理によって説明しません。むしろ、「裁判所…ということこそそういう暴言とか…感情的な話しは許しませんので」と語ることで、その有効性の根拠を、まさに相談者が抱えている困難(D への恐怖)を解決する具体的な手段として機能するからという、相談者の生活世界の論理へと転換させているのです。

この「制度のローカルな再文脈化」の技法は、抽象的な法制度と相談者の生きた経験との間に橋を架ける実践です。これにより、法制度は、相談者にとって自分とは無関係な遠い存在ではなく、「自分のこの問題」を解決するために利用可能な、個別化された具体的な資源として、より身近で意味のあるものとして理解可能になります。

6.5 小まとめ：協働的達成を可能にする「技法」

これらの技法は、専門家である弁護士と素人である相談者の間にある知識や経験のギャップを埋め、両者の推論へのアクセス距離を調整することで、法律相談における「相互理解」という協働的な達成を可能にしています。これらは、処方的テキストが示す目標を達成するために、熟練した実践家が現場で編み出した、洗練された「アート」の一端を示していると言えるでしょう。

7. 達成としての非対称性：専門的権威と協働性のパラドクス

7.1 理想と現実の狭間：「依頼者中心」アプローチとその課題

本稿ではこれまで、法律相談における「共通理解」が、弁護士と相談者の協働によって形成されるプロセスであることを明らかにしてきました。しかし、この「協働」は、必ずしも対等な当事者間で行われるわけではありません。そこには、法知識、制度的経験、そして会話を方向づける相互行為技術において、弁護士と相談者の間に構造的な非対称性が常に存在します。

現代の法律相談における規範的指針であるバインダーらの「カウンセラーとしての弁護士」は、伝統的な弁護士主導モデルを批判し、依頼者の自律性を最大限に尊重する「依頼者中心アプローチ」を提唱します。その哲学の根底にあるのは、弁護士と依頼者の関係を、本質的に非階層的で協働的なパートナーシップとして捉える視点です。例えば、意思決定プロセスについて、バインダーらは次のように述べています。

「依頼者中心の考え方の基礎をなすのは、依頼者は自立的であり、かつ、自らの法律問題の解決にかかわる重要な判断は、依頼者がなすべきであるという哲学である。依頼者は、自らの運命を左右する力を、単に弁護士の助けを得たいという理由のみでは手放しはしない。個性ある社会的主体として、依頼者は…判断するにふさわしい存在なのである。最終的には、弁護士ではなく依頼者が判断の結果とともに生きていかななくてはならないのである。」（バインダー他 2023:2-3）

バインダー・テキスト全体を貫いているのは、弁護士が持つ専門知識というアドバンテージが、依頼者とのオープンな対話と共感的な傾聴を通じて中和され、両者が対等なパートナーとして問題解決にあたることが可能であり、またそうすべきだという強い規範的なメッセージです。

しかし、EMCA による実践の分析は、この理想的なパートナーシップの実現がいかに困難であり、会話の微細な構造の中に相互行為上の非対称性がいかにして再生産されるかを明らかにしてくれます。バインダーらのテキストが描く理想と、現実

の相互行為との間には、常に埋めがたい緊張関係が存在するのです。この非対称性は、時に「共通理解」や「納得」が、相談者の自発的な同意というよりも、弁護士による巧みな誘導や説得の結果として形成される側面を持つことを示唆しています。

7.2 非対称性の相互行為的達成: 榎村論文の事例分析

バインダーらの描く理想と現実の非対称性との緊張関係は、榎村(2014)が詳細に分析した相談事例の中に鮮やかに見て取ることができます。榎村自身は「権力」や「非対称性」といった概念を明示的には用いませんが、彼が「敵対 (antagonism)」という概念を用いて描き出した実践は、まさに弁護士と相談者の間に存在する相互行為上の不均衡な関係性、すなわち本稿が「非対称性」と呼ぶ現象を解明するものです。

本節では、榎村の分析を非対称性がいかにして協働的に達成されるかという本稿の視点から再解釈することで、弁護士がいかに相談の議題をコントロールし、相談者の「納得」を形成していくか、その動的なプロセスを明らかにしていきます。

ここでは、相談事例とは異なる動態を示すために、飲酒運転の相談事例(榎村2014)を再考します。次の抜粋では、飲酒から39時間後に酒気帯び運転と判定された相談者は、冒頭で自身の要求を次のように提示しています。

【抜粋 13: 飲酒運転】(榎村 2014:166-167 から抜粋と簡略化)

- 1 C: ああ: まえそのような裁判がおんなじようなケースであったんなら()どのような
- 2 感じになつとんのか: いうのを教えてほしいんですが。
- 3 L: ちょっとそれは調べてみるとわからんね: (.) 私の頭んなかに
- 4 ((4行省略))
- 5 L: そら:: [おたくとしてはちょっと 納得できんいうことですな。
- 6 C: [それは、はいそうです。

相談者は「判例知識の提供」という明確な議題を設定しようと試みます。これは、弁護士が設定する土俵に一方的に乗ることを拒む、微細な「抵抗」の一形態と見なすことができます。しかし弁護士はすぐには答えず、一連の確認作業の後、決定的な一手を打ちます。

弁護士はまず「調べてみないと分からない」と述べ、相談者が設定した議題を巧みに回避します。そして間髪入れずに、「納得できんいうことですな」と続けることで、この相談の議題を、客観的な「知識」の問題から、相談者個人の主観的な「納得」の問題へと鮮やかに転換させています。

この議題転換が成功するか否かは、最終的に 25 行目の相談者の応答に委ねら

れています。相談者は、弁護士の発話に重なるようにして「はいそうです」と応答します。この即座の明確な同意は、弁護士による「あなたの問題は「納得」の問題ですね」という再定式化を積極的に承認し、その正しさを保証する応答です。この応答によって、弁護士が設定した新しい土俵は、その場における現実として共同で達成されるのです。

樫村が、こうした実践を説明するために用いるのが「敵対(antagonism)」という概念です(樫村 1996: 224-229; 樫村 2014)。ここでの「敵対」とは、個人的な対立ではなく、相談者の日常的な道徳観(「39 時間後の検挙はおかしい」)を、法という異なる論理体系の現実へと引き合わせるための、専門家としての実践を指します。

【抜粋 14】(樫村 2014:166-167 から抜粋と簡略化)

- 1 C(相談者): ほれで車にのらにやいけんいうことも、これはおかしな話でしょ::
- 2 L(助言者): いやいや法律的にはそうなるよ。

相談者が「おかしな話でしょ」と道徳的な非難を表明したのに対し、弁護士は「いやいや法律的にはそうなるよ」と、法に明示的に言及することによってその主張を明確に否定しています。これもまた「敵対」の実践と言えるでしょう。

このような弁護士による相談の方向づけは、一見すると協調的に見える「共感的応答」の中にさえ見出すことができます。先に分析した相続相談の事例で、相談者が「なし崩し的に: この人が使いだすだろうっていう」と懸念を表明した後、弁護士は「で(.) それは嫌なんでしょ?」と応答します。これは、処方的テキストから見れば模範的な「感情の反射」ですが、単なる共感の表明には留まりません。弁護士は相談者の感情を「嫌」という一言で要約し、「はい」という応答を促すことで、感情の共有フェーズを効率的に完了させ、自らが主導権を握る次の法的助言の段階へと会話を巧みに移行させているのです。

ここでの「納得」は、相談者の内面から自然に湧き上がった感情の終着点なのではなく、法律相談という活動を、次の行為へと進むための「通過点」として働く相互行為上の達成物なのです。

7.3 EMCA が解き明かす「非対称」な実践

ここまでの樫村論文の再解釈を通じて見てきたように、法律相談の会話の中には、参加者間の相互行為上の不均衡性、すなわち「非対称性」が常に存在します。こうした分析は、EMCA が「権力」「権威」「専門家支配」といった法社会学の重要概念をどのように捉え、分析の対象とするかを示す、優れた方法論的な実例となります。

伝統的な社会学では、権力はしばしば、個々の相互行為の「外部」に存在する、人々を一方向的に支配する力として捉えられがちです。しかし、EMCA はこれらの概念

を分析の前提とはしません。EMCA にとって、権力、権威、支配といった現象は、人々がターン・バイ・ターンのやり取りの中で、実際に (in situ) 行っている具体的な実践を通じて、その都度達成され、可視化されるものとして観察されます。それらは外部から人々を支配する「見えざる手」ではなく、会話の参加者たちが用いる言葉の選択、質問の形式、応答のタイミングといった、観察可能な相互行為のディテールの中に現れます。EMCA のアプローチは、その行為が良いか悪いかという評価的判断を一旦保留し、それがどのようにして可能になり、どのような働きをしているのかを記述的に解明することを目指します。

7.4 小まとめ: 協働的に再生産される非対称性と法実践への示唆

EMCA の微細な分析が明らかにするのは、法律相談が、単純な「支配・被支配」の関係でも、規範的テキストが描く理想的な「対等なパートナーシップ」でもない、より動的なプロセスであるということです。それは、相談者が自らの生活世界の論理に基づいて持ち込む微細な「抵抗」と、弁護士が専門家としての責務からその抵抗を法的な論理の土俵へと引き戻し、再編成しようとする「交渉」が絶えず繰り返される場なのです。

重要なのは、弁護士の専門家としての権威が、相談者の「はいそうです」という応答によって、その場で承認され、協働的に達成されているという点です。「権威」は、一方的な行使だけでなく、受け手側の応答によって常に相互行為的に達成されるのです。

この視点は、バインダーらが理想とする「依頼者中心」の実践が、単に弁護士が権力性を手放すだけで実現するものではないことを示唆しています。なぜなら、非対称性は、弁護士と相談者の相互行為的な交渉のまさにそのプロセスにおいて、協働的に再生産され続けるからです。また、そこから、この不均衡性の下で、「依頼者中心」の法律相談がどのように達成されるのか、という新たな根本的な問題も浮上するでしょう。

以上のような分析は、法実践家に対して、自らのコミュニケーション——特に質問や言い換えといった日常的な行為——が持つ、単なる情報交換を超えた現実構築的な力と、それに伴う倫理的な責任を深く内省することの重要性を突きつけることになるでしょう。

8. 結論：法律相談の豊かな理解と実践に向けて

本稿は、エスノメソドロジー・会話分析(EMCA)のアプローチを用いて、法律相談という制度的相互行為を、参加者自身の視点から、その内的な構造と秩序において解明することを試みました。この「法が仕事をしている現場(Law at Work)」を解剖する作業を通じて、私たちは何を見てきたのでしょうか。本章では、これまでの分析を総括し、その知見が法実践と法社会学に対して持つ重要な意義を明らかにします。

8.1 法実践の解剖学：法律相談の「生ける秩序」

本稿の分析が明らかにしたのは、法律相談が、処方的テキストが示す理想モデルを参加者がなぞるだけの場ではないこと、そしてまた、混沌としたやり取りの場でもないことでした。それは、参加者が相互行為上の豊かな能力を駆使して、その場で秩序ある現実を共同で達成していく、ダイナミックな「生ける実践」の現場です。

- **秩序ある達成としての法律相談：**私たちは、法律相談が「相互行為の開始」から「終了部門」に至るまで、参加者自身によって秩序正しく達成される「全体的構造組織」を持つことを見てきました。
- **現実の協働産出：**「法的事実」や「法的問題」は、あらかじめ存在するものではなく、相談者の「トラブル語り」と、弁護士の専門的な「聴き方」（再定式化や質問）との交渉を通じて、その都度共同で構築される達成物であることを明らかにしました。
- **専門性の実践：**弁護士の専門性とは、単に法知識を所有していることだけではありません。それは、「理解の実演」「推論の言語化」「敵対」といった、高度な相互行為的能力(interactional competence)にこそ現れるのです。弁護士はこれらの技法を通じて、相談者との間に「共通理解」と「納得」を築き上げていきます。
- **非対称性の再生産：**本稿は、法律相談が理想的な「対等なパートナーシップ」だけで成り立っているのではないことを指摘しました。一見、協働的に見えるやり取りの水面下で、弁護士が議題を再定義し(例：「判例知識」の問題から「納得」の問題へ)、相談の方向性をコントロールしていくプロセス(「敵対」)が存在するのです。

本稿は、このような専門家と素人の間の非対称性を「構造的」なものとして明らかにしました。ここでいう「構造」とは、個々の行為の外に存在する固定的な社会制度を指すものではありません。むしろ、参加者たち自身が「これは法律相談である」という状

況を共有し、「専門家が会話を主導し、素人がそれに協力する」という規範的な役割関係へと自ら志向(orient to)することで持ち込まれ、実際の会話のやり取りを通じてその都度協働的に達成(accomplish)していく、動的な秩序そのものを指しているのです。このように、非対称性は、弁護士の一方的な権力行使によってではなく、相談者の応答的な同意によってはじめて現実のものとして産み出されるのであり、常に両者の協働によって再生産され続けるのです。

このように、EMCA による分析は、バインダーらの処方的テキストが示す「スキル」が、単なる個人の能力ではなく、会話の連鎖の中に位置づけられた、高度に組織された社会的実践であることを明らかにしました。

8.2 記述から処方へ:実践を改善するための知見

ここで強調すべき重要な点があります。EMCA は、あるべき姿を説く「処方」ではなく、ありのままの実践を「記述」することに専念します。しかし、それは EMCA の知見が実践の改善に役立たないということを意味しません。むしろ、精密な「記述」こそが、最も効果的な「処方」の土台となりうるのです。

処方的テキストが優れた「設計図」を提供するとすれば、EMCA の分析はその設計図を基に、熟練した職人たちが実際にどのように建物を建てているかを詳細に記録した「施工マニュアル」や「メイキング映像」に相当します。この詳細な記録は、学習者や実践家に対して以下の点で極めて有益な洞察を提供します。

1. 「なぜ」の理解: 規範が「アクティブ・リスニングをせよ」と教えるのに対し、EMCA の分析は、それが会話の連鎖の中で「なぜ」有効に機能するのか、そのメカニズムを明らかにします。共感的応答が、次の会話段階への「橋渡し」として機能していることを理解すれば、そのスキルをより意図的かつ効果的に使えるようになります。
2. 「どのように」の具体化: 抽象的なスキルが、実際の会話の中でどのような言葉遣い、声のトーン、タイミングで実現されているのかを具体的に示します。「理解の実演」や「シンク・アラウド」といった技法の分析は、学習者が模倣し練習するための具体的なモデルを提供し、これまで「センス」や「技芸／アート」とされてきた能力を、訓練可能な「技術(craft)」へと変えます。
3. 内省的実践のための「解剖図」: EMCA は「こうすべきだ」と直接教えることはありません。しかし、実践の解剖図を提供することで、実践家自身が自らの行為の意味(例えば、ある質問が単なる情報収集ではなく、議題をコントロールする力を持っていること)を深く理解し、その効果を自覚し、そして改善していくための内省の鏡となるのです。これにより、単なるスキルの使用者ではなく、自らの実践を絶えず批判的に吟味し、文脈に応じて応用できる実践家を育成するための強力な土台が提供されます。

本稿の分析は、実践家が自らの実践を振り返るための、例えば、以下のような具体的な「問い」を提供します。「今日の相談で、私が発したあの質問は、単なる情報収集だったのだろうか？ それとも、相談の議題を無意識にこちらが有利な土俵へと再定義していなかったのだろうか？」「相談者が「納得した」と言った時、それは内発的な感情の表れだったのか、それとも、これ以上話しても無駄だという手続き的な合意の表明だったのか？ その違いは何によって生まれるのか？」「私の沈黙や相槌は、相談者の話をただ促していたのか、それとも、特定の話の流れを形成し、別の可能性を閉ざす力を持っていなかったのだろうか？」

8.3 法社会学への示唆:「生ける秩序」の探求

本稿で検討してきた法律相談の分析は、法があらかじめ完成した制度として存在するのではなく、参加者自身の相互行為を通じて、その都度、秩序として達成されていく実践であることを示してきました。そこでは、法的な事実、評価、助言、さらには専門家と市民との関係そのものが、発話と応答の連鎖の中で形づくられていました。

このような視点に立つとき、法律相談は単なる助言の場ではなく、法という制度が、私たちの具体的な発話を通じて現実に駆動し、事態を確定させていく現場となります。相談者がどのように語り、弁護士がそれをどのように受け取り、言い換え、次の行為へとつないでいくのか。その一つ一つのやり取りこそが、社会における多様なトラブルを法という秩序に織りなしていく、相互行為の参与者である私たちメンバー自身の「メソッド／メソドロジー」に他ならないのです。

【参考文献】

- バインダー, デイヴィッド, ポール・バーグマン, ポール・トレンブリー, イアン・ワインシュタイン (2023). (菅原郁夫・荒川歩 監訳) 『カウンセラーとしての弁護士—依頼者中心の面接技法』 法律文化社. (Binder, David A., Bergman, Paul B., Tremblay, Paul R. & Weinstein, Ian S. (2019). *Lawyers as Counselors: A Client-Centered Approach* (4th ed.). West Academic Publishing.)
- Drew, Paul, & Heritage, John (1992a). Analyzing talk at work: An introduction. In Paul Drew and John Heritage (eds.) *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 3–65.
- Drew, Paul, & Heritage, John (eds.) (1992b). *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 榎本修 (2022). 『ローヤリングの考え方』 名古屋大学出版会.
- Heritage, John (1984). *Garfinkel and Ethnomethodology*. Polity Press.

- Heritage, John and Tnya Stivers (1999). Online commentary in acute medical visits: a method of shaping patient expectations. *Social Science & Medicine*, Volume 49, Issue 11: 1501-1517.
- Kashimura, Shiro (2015). Hearing clients' talk as lawyers' work: The case of the public legal consultation conference. In B. Dupret, M. Lynch, & T. Berard (Eds.), *Law at Work: studies in Legal Ethnomethods* (pp. 87-114). Oxford University Press.
- 檉村志郎 (1996). 「法律相談における協調と対抗」 棚瀬孝雄 編『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房, 209-234 頁.
- 檉村志郎 (1997). 「裁判外紛争処理における弁護士との関与」『法社会学』49 号, 52-62 頁.
- 檉村志郎 (2001). 「法的トークの制度的特徴—法律相談場面の会話分析—」『語用論研究』3 号, 86-100 頁.
- 檉村志郎 (2002). 「相談先行連鎖」 青山善充 ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築』有斐閣, 163-192 頁.
- 檉村志郎 (2004). 「「相談の語り」とその多様性」 和田仁孝・檉村志郎・阿部昌樹 編『法社会学の可能性』法律文化社, 212-235 頁.
- 檉村志郎 (2014). 「市民法律相談における法への言及—その明示的および暗示的諸方法」 棚瀬孝雄先生古希記念論文集『法の観察—法と社会の批判的再構築に向けて』法律文化社, 159-183 頁.
- 檉村志郎 (2024). 「法的事実の語りについて」 山崎基盤 A 科研「法的小および紛争解決場面の分析」グループ・研究会用報告メモ.
- 北村隆憲 (2018) 「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学(55), 173-228 頁.
- 北村隆憲 (2021) 「エスノメソドロジー・会話分析」と法社会学: 「生ける秩序」としての「法」の経験的探究に向けて」東海法学(61) 150-178 頁.
- 北村隆憲 (2022). 「エスノメソドロジーによる社会秩序の探究」『東海法学』(63), 17-58 頁.
- 北村隆憲 (2023). 「法律相談のコミュニケーションを可視化する—全体構造組織と相互理解の技法」 檉田美雄 ほか編『法実践(リーガル・コミュニケーション)の解剖学—ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房, 114-171 頁.
- 北村隆憲 (2025a) 「相互行為の秩序を探究する—会話分析のアプローチ」東海法学(68), 1-31 頁
- 北村隆憲 (2025b) 「『エスノメソドロジー・会話分析』による『質的探究』—緊急通報における『法』の達成」檉村志郎監修『質的探究 法社会学』北大路書房.

トラブルを法に織りなす（北村隆憲）

159-186 頁.

北村隆憲 (forthcoming-a). 「ガーフィンケルの講義録『規範の研究』(1966)を読む:
秩序達成の実践としての formulate as-a-rule」

Robinson, Jeffrey D. (2003). An Interactional Structure of Medical Activities during
Acute Visits and Its Implications for Patients' Presenting Concerns. In
J. Coupland (ed.), *Small Talk* (pp. 31-47). Harlow: Longman.

Robinson, J. D. (2013). Overall Structural Organization. In J. Sidnell & T. Stivers
(Eds.), *The Handbook of Conversation Analysis* (Blackwell Handbooks in
Linguistics) (pp. 257-280). Wiley.

Sacks, Harvey (1992). *Lectures on Conversation*. 2 vols. Blackwell.

Schegloff, Emanuel A. & Sacks, Harvey (1993). Opening up closings. *Semiotica*, 8(4),
289-327.

菅原郁夫・下山晴彦 (2007). 『実践 法律相談一面接技法のエッセンス』 東京大学
出版会.

山田恵子 (2022). 「法律相談」 佐藤岩夫・阿部昌樹 編 『スタンダード法社会学』
北大路書房, 52-61 頁.

(きたむら たかのり 本学客員教授)